

益田市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日(火) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 益田市役所 大会議室
3. 農業委員(出席13名)(欠席3名)
 - 1番 又賀 保(出) 2番 大畑 美里(出) 3番 須藤 寿人(出)
 - 4番 吉村 太(出) 5番 大庭 清(出) 6番 齋藤 浩文(欠)
 - 7番 御神本康一(出) 8番 田中 綾(欠) 9番 佐原 晃子(出)
 - 10番 領家 耕一(出) 11番 松本 幸夫(出) 12番 谷本 大輔(出)
 - 13番 柳田 継男(出) 14番 豊田 志摩(出) 15番 宮川 有衣(欠)
 - 16番 西川 友史(出)
4. 農地利用最適化推進委員(出席22名)(欠席2名)
 - 1番 増野 六彦(出) 2番 三輪 昌義(出) 3番 澁谷 記幸(出)
 - 4番 澤江 浩一(出) 5番 山根 健治(出) 6番 寺戸 康人(出)
 - 7番 三浦 尚人(出) 8番 田原 勝美(出) 9番 野村 浩三(出)
 - 10番 寺戸豊太郎(出) 11番 永見 浩二(欠) 12番 河野 正憲(出)
 - 13番 青木 伸爾(出) 14番 中村 敏幸(出) 15番 椋木 昭雄(出)
 - 16番 長谷川孝明(出) 17番 豊田 繁雄(出) 18番 中島秀一郎(出)
 - 19番 宮内 英之(出) 20番 椋木 孝光(出) 21番 岡崎 定佳(出)
 - 22番 渡邊 豊孝(出) 23番 河野 光好(欠) 24番 三浦 和顕(出)
5. 提出議案
 - 議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第45号 農地でないことの確認について
 - 議第46号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議第47号 益田農業振興地域整備計画の変更について
 - 報第28号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
 - 報第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
 - 報第30号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
 - 報第31号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
 - 報第32号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について
 - 報第33号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について
 - 報第34号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
6. 議事に参加した職員
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、奥野主任

7. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第10回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、12番の谷本大輔委員、13番の柳田継男委員、よろしくお願いたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農業委員が6番齋藤浩文委員、8番田中綾委員、15番宮川有衣委員、農地利用最適化推進委員が11番の永見浩二委員、23番河野光好委員です。</p> <p>議事に入ります前に、新しく農業委員に選出されました、松本幸夫さんから自己紹介をしていただきたいと思います。</p> <p>(松本幸夫委員自己紹介)</p> <p>では農業委員さんの方から順次自己紹介の方をお願いします。</p> <p>(自己紹介)</p> <p>そういたしますと本日欠席の委員さんも何人かおられますが、またおいおい出席されますので、覚えていっていただいで一緒に活動していきたいと思しますので、今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。「議第47号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>※農林水産課担当 廣兼主任 説明</p> <p>ただいま農林水産課から説明がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、「議第47号 益田農業振興地域整備計画の変更について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 高津町</p>
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津町の畑1筆 1,168㎡です。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地の隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願いたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>

須藤寿人委員	3番須藤です。現地確認は3月15日に澁谷委員と行いました。現地は持石地区の〇〇があるんですが、そこを〇〇の方へ下っていきますと、〇〇がありまして、その真向かいになります。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	2番 下種町
事務局	本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、下種町の畑1筆 416㎡です。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲り受け事由は、近隣に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願ひいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願ひ致します。
大庭清職務代理	5番大庭です。現地確認は4月11日に行いました。申請地は畦畔的なところで、少し藪化しておりました。ここを譲り受けて、酢橘を植えたいということでした。隣接する農地もありませんし、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	3番 横田町
事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、横田町の田1筆 1,223㎡です。譲り渡し事由は、相続で農地を取得したが農業経験がなく耕作が困難なため、譲り受け事由は、通作可能な距離に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程宜しくお願ひいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願ひ致します。
領家耕一委員	10番領家です。現地確認を3月22日に青木委員と田原行政書士事務所の方と行いました。現地は横田の〇〇の近くに位置する農地として、現在は荒れている状態で、近隣の方からの苦情などもあったようです。譲受人は〇〇というところで農業をやっておられる方です。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	本日の3条の申請につきましては以上3件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思ひます。
谷本大輔委員	1番の金額の部分が1,100万円で大いぶ高いと思ひんですが、これはあっているんですか。
事務局	行政書士の方にも確認を取りまして、こちらは間違いなく1,100万円とい

	うことだそうです。
谷本大輔委員	分かりました。
会長	他にございますか。
佐原晃子委員	3番の案件で、周りが田の中で、申請地には果樹を植えられるということなんですが、問題になることはないんですか。
事務局	元々、荒れていて苦情が来ていた場所に果樹を植えて、管理していくということですので、特段問題になることはないと思います。
佐原晃子委員	分かりました。
会長	他にございますか。 (なし、の声)
	そうしましたら、「議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
	1番 飯浦町
事務局	土地の所在は、飯浦町の畑 2筆 175㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、進入路、駐車場及び納屋で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
柳田継男委員	13番柳田です。現地確認を3月15日に宮内委員と行いました。この案件は以前非農地でおったんですが、よく調べた結果、4条申請が妥当ということで出てきております。始末書も添付されておりますし、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
会長	本日の4条申請は以上1件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思っております。 (なし、の声)
	そうしましたら「議題43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局	<p>1番 かもしま西町</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま西町の畑 1筆 330㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認を4月14日、大畑委員と行いました。申請地はかもしま西町の〇〇がありますが、その北側に位置します。この土地を譲り受けた後に、家を新築されるそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>2番 横田町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 1筆 713㎡です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は、既存の側溝に流します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
領家耕一委員	<p>10番領家です。現地確認は3月22日に青木推進委員と行いました。現地は市街地方面からずっと行って、〇〇を右に曲がりましたところにあります。今までは〇〇が耕作をされていたそうですが、耕作が難しいと返されたそうで、〇〇の駐車場として使われるそうです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>3番 横田町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 2筆 1556㎡です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。</p>
領家耕一委員	<p>10番領家です。現地確認は3月22日に青木推進委員と、田原行政書士事務</p>

	所の方と行いました。現地は〇〇という施設があるんですが、その裏側にあたります。今まで耕作されていた方が高齢になり管理が難しいといった中でこういった話が出てきましたので、譲渡するという事です。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	本日の5条申請は以上3件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思ひます。
吉村太委員	4番吉村です。3番の案件で、太陽光発電ということで、この会社が上がってきておりますが、こういった申請については、転用した後に会社が倒産したとかなりますと、後々困るんじゃないかと思ひまして、その会社の経営状態までみて判断できないかと思つたんですが。
会長	事務局の方で回答できますか。
事務局	4条、5条の転用に関しましては、正直なところ経営状態の確認まではしておりませんで、転用ができるかどうかということに関しては、金融機関の残高証明書で確認ができます。あくまでも転用ができるかという判断になりますので、将来的なことは勘案しておりません。ご理解いただければと思ひます。
会長	よろしいでしょうか。
吉村太委員	はい。
会長	他にございますか。
	(なし、の声)
	そうしましたら「議題44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第45号 農地でないことの確認について」を議題といたします。
事務局	1番 須子町 申請地は須子町の1筆 69㎡です。農地法施行以前から宅地として利用しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願ひが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願ひ致します。
須藤寿人委員	3番須藤です。現地確認は3月15日に澁谷委員と行いました。申請地は飯田の〇〇がありますが、あそこを渡つて〇〇を跨いだ真正面の家になります。問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	2番 安富町
事務局	申請地は安富町の1筆 29㎡です。昭和40年頃から耕作しておらず山林化

<p>会長</p>	<p>しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>領家耕一委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>10番領家です。現地確認は3月22日に青木委員と行いました。申請地は〇〇に行く手前を右に曲がりまして、申請者の自宅の近くになります。申請者自身は〇〇在住で、年に数回帰ってきて管理をされておられるそうです。竹や杉が生えており、復旧は難しいと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>3番 匹見町石谷</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は匹見町石谷の合計4筆 1,085㎡です。昭和61年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>匹見の委員全員で現地確認を行いました。写真を見ていただきますと、山の中腹に黒い線が入っております。そこの方に昔、農地があったということで、とても入れるような状態ではありませんでしたので、下の方からの目視での確認を行いました。完全に山林化しており、復旧できるものではありません。非農地で問題ないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の非農地申請は3件でございますが、ただいまの事務局の説明また、担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点やご意見等ありましたらお出しいただきたいと思ひます。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>事務局</p>	<p>ご意見は無いようでございますので、「議第45号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第46号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が20件、再設定が41、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が50件、再設定が29件の合計140件です。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず初めに、取り下げが2件ございます。利用権設定の整理番号29番、一括方式の整理番号21番につきましては、取り下げとなりましたのでよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、議事参与の委員がおられますので、まず最初にその番号から行いたいと思ひます。</p> <p>(会長退出)</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>54番 匹見町紙祖</p> <p>事務局から説明をお願ひ致します。</p>

事務局	申請地は、匹見町紙祖の田 1 筆 1,425 m ² です。 10 年の使用貸借権設定です。
大庭清職務代理	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
渡邊豊孝委員	匹見担当の渡邊です。この案件は以前まで耕作されていた方が亡くなられて、この辺り一帯をやっておられる方に耕作してもらおうといったもので、特に問題はないと思います。以上です。
大庭清職務代理	ただいま 54 番につきまして、事務局また推進委員さんから説明がございました。何かお気づきの点がございますか。 (なしの声) そういったしますと、整理番号 54 番については承認の扱いとさせていただきます。
会長	そういったしますと整理番号 1 番から参ります。 1~2 番 昭和町 借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、昭和町の田 3 筆 1,268.72 m ² です。 4 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
増野六彦委員	場所は〇〇の近くで、耕作者は〇〇さんです。この辺りを広く耕作されておられる方ですので、特に問題はないと思います。以上です。
会長	3~5 番 遠田町 借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、遠田町の田 3 筆 2,878 m ² です。 3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	安田の澤江です。どの案件も今までは所有者が耕作していましたが、高齢等の理由により、耕作が困難となったため、貸して作ってもらうというものです。特に問題はないと思います。
会長	7~10 番 金山町 借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、金山町の田 9 筆 11,552 m ² です。 8 年 9 ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。

三浦尚人委員	三浦です。今まで耕作されておられた方が高齢となり、耕作ができなくなったということで、新たな耕作者の方に作っていただくというものです。特に問題はないと思います。以上です。
会長	11番 波田町 申請地は、波田町の田1筆 500㎡です。 5年の使用貸借権設定です。
寺戸康人委員	真砂地区担当の寺戸です。今までは今回耕作者として挙がっておられる方のお父さんが作っておられたんですが、お亡くなりになられまして、息子さんが引き継いで耕作をするということです。特に問題はありません。
会長	17番、19番、20番、22番 市原町及び白上町 借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、市原町の田4筆 2,574㎡及び白上町の田2筆 1,052㎡の計3,626㎡です。1年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
椋木孝光委員	中西担当の椋木です。17番、19番、20番ですが、この近辺一体をやっておられる耕作者の方に作っていただくというものです。22番につきましては岡崎委員に説明をしてもらいます。
岡崎定佳委員	22番の案件はですね、地権者から誰か耕作してもらえんかかと相談を受けまして、近くをやっておられる方に要件をお話したところ、借りて耕作をしていただけるということでしたので、申請書が提出されております。特に問題はないと思います。
会長	37番 美都町山本
事務局	申請地は、美都町山本の田3筆 2,761㎡です。 2年9ヶ月の貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
河野正憲委員	美都地区の河野です。高齢になり、耕作が難しくなったということで、作っていただくということです。特に問題はないと思います。
会長	38番 美都町都茂
事務局	この案件に関連するものでお詫びをしなければならないことがあります。 12月27日に開催した第7回総会の「議第28号農用地利用集積計画」において決定された筆になります。この筆は、本来、別の借受人と令和4年5月1日から令和9年4月30日まで利用権設定されていた農地にも関わらず、12月総会において新規で処理をしてしまいました。 計画書に載せたこと自体が誤りでしたので、この整理番号49番 美都町都茂 1188-1 及び 1188-2 の筆の貸し借りについては、取り消しをさせていただ

	<p>きます。</p> <p>また、借受人の〇〇に確認したところ、その際の申請地番が誤りで、実際は今回の整理番号 38 番の 3 筆が正しいということが判明しましたので、この新規案件として審議していただきたいと思います。</p> <p>このたびのミスの原因は、事務局でシステム入力をする際に、登録する筆が、現在契約中である旨のエラーメッセージが出たにもかかわらず、そのまま処理を進めてしまった為です。</p> <p>今後同じ誤りを起こさないために、複数人での確認を徹底していきます。大変ご迷惑をおかけしました。</p>
会長	改めまして 38 番の説明をお願い致します。
事務局	申請地は、美都町都茂の田 3 筆 1,669 m ² です。 9 年 9 ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
河野正憲委員	美都地区の河野です。この案件も 37 番の案件と同じで、昨年までは耕作をされていたようですが、高齢になり、耕作が難しくなったということで、作っていただくということです。特に問題はないと思います。
会長	44 番 美都町板井川
事務局	申請地は、美都町板井川の田 3 筆 3,426 m ² です。 3 年の解除条件付使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
河野正憲委員	同じく美都地区の河野です。この案件も先ほどと同様に、高齢になり、耕作が難しくなったということで、作っていただくということです。特に問題はないと思います。
会長	48 番 匹見町匹見
事務局	申請地は、匹見町匹見の田 2 筆 2,310 m ² です。 3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝委員	匹見地区の渡邊です。お父さんが今まで作っておられたんですが、亡くなられてまして、周辺を作っておられる〇〇さんにお貸しして、作っていただくということです。
会長	58 番 匹見町澄川
事務局	申請地は、匹見町澄川の田 1 筆 1,303 m ² です。 5 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。

渡邊豊孝委員	<p>匹見の渡邊です。今日は河野委員さんがお休みですので、代わって報告をさせていただきます。〇〇さんの弟さんが今までは耕作されていたんですが、今年からはとても作れないということで、お兄さんの〇〇さんが作られるということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
会長	<p>利用権設定につきましては新規が 20 件、再設定が 41 件でございます。再設定も含めまして、お気づきの点がございましたら、お出しいただきたいと思っております。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そう致しますと議第 46 号利用権設定の関係につきましては、承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、一括方式に入らせていただきます。</p> <p>これも議事参与の委員がおられます。19 番、山根委員が対象でございます。退出をお願いします。(山根健治委員退出)</p>
事務局	<p>19 番 山折町</p> <p>申請地は、山折町の田 4 筆 4,309 m²です。</p> <p>10 年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。申請地は北仙道の〇〇から〇〇に抜けていくあたりになります。譲渡人の方は高齢で、これ以上の耕作ができないということで、そのあたりの地域をやっておられる〇〇に耕作してもらおうということです。特に問題はないと思います。以上です。</p>
会長	<p>事務局また、担当委員の説明がございました。お気づきの点ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>よろしいでしょうか。そうしますと承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>26 番、27 番及び 30～40 番 横田町</p> <p>これも議事参与の委員がおられますので退出をお願いします。(青木伸爾委員退出)</p> <p>借り手が同じですので一括での説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>申請地は、横田町の田 19 筆 30,676 m²です。</p> <p>26・32・34・36・37・39・40 は 9 年 9 ヶ月の賃貸借権設定</p> <p>27・30・31・33・35・38 は 9 年 9 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
中村敏幸委員	<p>豊田の中村です。青木委員に代わりましてご説明いたします。整理番号 26、32、33、34、35、36、37、39、40 番は今まで相対でやっていたところを一括契約に切り替えるというものです。27 番と 38 番に関しましては、口頭で契約</p>

	<p>されていたものを今回正式に契約するというものです。30番と31番ですが、譲渡人の方が耕作しておられたんですが、高齢となり耕作困難となったため、〇〇さんの方に耕作していただくということです。特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>事務局また、担当委員の説明がございました。お気づきの点ございますか。</p> <p>(なし、の声)</p>
事務局	<p>4番、7番 高津二丁目及び高津三丁目 借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。</p> <p>申請地は高津二丁目の田1筆及び高津三丁目の田1筆、合計2,657㎡です。 3年9ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
澁谷記幸委員	<p>高津地区の澁谷です。4番に関しましては、今まで相対でやっていたところを一括に切り替えるというものです。7番に関しましては、所有者の方が亡くなられてまして、相続したんですが、耕作はできないということで、作っていただくというものです。特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>5番、6番 高津二丁目 借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>申請地は、高津二丁目の田2筆 2,474㎡です。 3年の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
澁谷記幸委員	<p>高津地区の澁谷です。5番6番に関しまして、相対でやっていたところを一括契約に切り替えるということです。特に問題はないと思います</p>
会長	<p>8番 飯田町</p>
事務局	<p>申請地は、飯田町の畑1筆 625㎡です。 4年9ヶ月の貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>
澁谷記幸委員	<p>高津地区の澁谷です。所有者の方が体調不良で耕作ができないということで、借りて作っていただくというものです。特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>9番 飯田町</p>
事務局	<p>申請地は、飯田町の田1筆 2,216㎡です。 3年9ヶ月の貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。</p>

澁谷記幸委員	高津地区の澁谷です。譲渡人の方が作っておられましたが、高齢となり、耕作ができないということで出てきております。問題はないと思います。
会長	10番 白岩町
事務局	申請地は、白岩町の田1筆 810㎡です。 3年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
長谷川孝明委員	高城地区担当の長谷川です。今までは別の方が借りて耕作されていたんですが、今回からは借りないということで、〇〇に作っていただくということです。特に問題はないと思います。
会長	11番～17番 遠田町 借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、遠田町の田9筆 9,871㎡です。 6年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一委員	安田地区の澤江です。11番～17番いずれも所有者とは別の方が借りて作っておられましたが、耕作が出来なくなったということで、〇〇が代わりに借りて作られるということです。特に問題はないと思います。
会長	41番～44番 横田町 借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、横田町の田9筆 15,565㎡です。 44番は6年の貸借権設定、41～43番は6年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
青木伸爾委員	横田・安富地区担当の青木です。今まで相対でやっていたところを一括契約に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。
会長	45番～56番 市原町 借り手が同じですので、一括での説明をお願い致します。
事務局	申請地は、市原町の田20筆 29,683㎡です。 48・51・52・56番は6年の貸借権設定、45～47、49～50、53～55番は6年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
椋木孝光委員	中西担当の椋木です。今まで相対でやっていたところを一括契約に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。
会長	57番 白上町

事務局	申請地は、白上町の田 1 筆 1,005 m ² です。 6 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳委員	推進委員の岡崎です。相対でやっていたところを一括契約に切り替えるということで新規案件として出てきております。特に問題はないと思います。
会長	66 番 市原町
事務局	申請地は、市原町の田 1 筆 2,481 m ² です。 6 年 9 ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
椋木孝光委員	椋木です。この案件もですね、相対でやっていたところを一括契約に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。以上です。
会長	67 番 市原町
事務局	申請地は市原町の畑 4 筆 6,874 m ² です。 4 年 9 ヶ月の賃借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
椋木孝光委員	椋木です。これは市原の〇〇に含まれる農地です。譲受人の方はこの他にも大々的に農地をやっておられる方なので、特に問題はないと思います。
会長	73 番 白上町
事務局	申請地は白上町の田 6 筆 2,704 m ² です。 5 年の賃借権設定です。
会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳委員	推進委員の岡崎です。今までは譲受人さんのお兄さんが契約者でしたが亡くなられてまして、妹さんが相続して契約するというものです。耕作者も同じですので特に問題はないと思います。
会長	本日の一括方式でございますが、新規が 50 件、再設定が 29 件でございます。皆さん方でお気づきの点ございましたら、お出しいただきたいと思っております。 (なしの声) そうしますと、議第 46 号一括方式についても承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと議事の方は以上で終了でございます。続きまして報告事項の方に入らせていただきます。報第 28 号から順に事務局の方から報告をお願い

事務局	<p>い致します。</p> <p>「報第 28 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」 届出件数は、21 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 2 件となっています。</p> <p>「報第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、6 件です。解約理由は、1 番 2 番は病気等で労力不足のため、3 番 4 番は農地中間管理事業を利用のため、5 番 6 番は公社を介した契約の為、同じ筆の届出になりますが、借り人が遠方により耕作が困難となったため、それぞれ賃貸借の合意解約が成されたものです</p> <p>「報第 30 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は 5 件です。解約理由は、1 番 2 番は中間管理事業を利用するため、3 番は耕作していない農地だったため、4 番は高齢で耕作困難な為、5 番は病気等で労力不足のため それぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>「報第 31 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について」 届出件数は 1 件です。申請地は、薄原町で面積は 1,710 m²です。事業施行者は益田市です。</p> <p>「報第 32 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について」 届出件数は 1 件です。整理番号 1 番 申請地は、匹見町石谷の 1 筆 242 m²の内 145 m²でございます。農業用倉庫の利用でございます。</p> <p>「報第 33 号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について」 報告件数は 1 件です。申請地は匹見町澄川の畑の一部転用です。事業施工者は〇〇です。</p> <p>「報第 34 号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」 所在地は、種村町の 79 筆 計 34,789.01 m²、下種町の 178 筆 計 77,989.95 m²、合計 257 筆 112,778.96 m²でございます。 今回の非農地判断を行った農地は、種地区の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 48 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 10 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>